2018.7.20　中野あいいく会　職員研修

個人情報保護研修　確認テスト

　下記の問に〇か×かで答えてください。１０点満点中、8点をもって合格とします。7点以下の場合は、再試験を要請します。

所属：

氏名：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 問題 | 〇／× |
| 1 | 個人情報保護法は、すべて努力義務なので違反しても罪にはならない |  |
| 2 | 厚労省のガイドラインは、指針なので法的強制力はなく、参考にすればよい程度のものである |  |
| 3 | 個人情報を委託した場合、委託先が全責任を負い、委託元は委託先を信用して任せるしかない |  |
| 4 | 理事長や社長などの代表者名は、公開されている情報なので個人情報とはいえない |  |
| 5 | 個人情報保護法が定める個人情報はプライバシーのことである |  |
| 6 | 個人情報保護のルールには、法律とは別に日本工業規格（JIS）にも定めれられている |  |
| 7 | 実習生やボランティアはお客さんみたいなものだが、法人の仕事をしてもらう以上、職員と同様法人のルールに従ってもらわなければならない |  |
| 8 | 個人情報管理の責任者をCPOという |  |
| 9 | ケース記録は利用者の情報なので、本人から開示請求があった場合は基本開示するが、すべてを開示しなければならないわけではない |  |
| 10 | 要配慮個人情報は、必ず事前に本人（又は代理人など）から同意をとらないと利用したり第三者提供をしたりしてはいけない |  |
| 合　　計 |  |